

2. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動※1、2、3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4)	①、②及び③に取り組む 場合※5
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※6	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4	①+②+③※5
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※6	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

○地域資源保全プランの策定：50万円/組織 ○組織の広域化・体制強化：40万円/組織

※1：農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保管理支払の取組を5年間以上継続している農用地については、単価は0.75を乗じた額となる。

※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

※4：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新を実施。

※5：②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額となる。従って、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aとなる。

※6：畑には樹園地を含む。